

その他

<p>件名</p>	<p>土地利用規制法案、コロナ対策について</p>
<p>内容</p>	<p>1、土地利用規制法案でいう1キロ圏内は、白井市内ではどの地域が入りますか？ 2、8月3日菅首相がコロナ感染は「原則入院」から「中症以下、原則自宅療養」にシフトを発表しました。コロナ感染は、急変して酸素吸入が必要になることもあります。「在宅療養」をすすめることは、すでに医療崩壊を示しています。 ワクチン接種では順調に進んでいる白井市ですが、まだまだ未接種者が多い中、在宅療養者や入院調整者もいます。コロナ対策は、大規模PCR検査をして、広範に無症状の感染者を見つけて隔離して押さえ込むしか方法はないと考えます。どうか、白井市独自にコロナ対策を行ってください!</p>
<p>回答</p>	<p>市長への手紙をいただきありがとうございます。 また、日頃より市政への御理解、御協力を賜りありがとうございます。 お寄せいただきました市長への手紙についてお答えします。</p> <p>1 土地利用規制法案について 御質問の「土地利用規制法案」は、先の国会で可決された「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律(令和3年法律第84号。以下「土地利用規制法」という。)」であることを前提として回答いたします。 御質問の「1キロ圏内」とは、土地利用規制法第5条第1項の「重要施設の敷地の周囲おおむね千メートルの区域内」のことかと思われます。 土地利用規制法では、重要施設の敷地の周囲おおむね千メートルの区域内で、その区域内にある土地等が当該重要施設の施設機能又は当該国境離島等の離島機能を阻害する行為の用に供されることを特に防止する必要があるものを「注視区域」と定め、注視区域は、内閣総理大臣が指定することができることになっています。 現時点において、土地利用規制法はまだ施行されていないことから、白井市は注視区域に指定されておりません。 (関係課：総務課)</p> <p>2 コロナ対策について 市では独自のコロナ対策として、PCR検査を希望する市民に対し、年度内2回まで検査費用を助成しており、市内7医療機関(瀬野外科胃腸科医院、ちよだクリニック、ニュータウンクリニック、桜台メディカルクリニック、白井聖仁会病院、北総白井病院、千葉白井病院)で自己負担額5,000円で検査を受けることができるようになっております。加えて、保育園、幼稚園、学校、福祉施設等の市内外問わず従事者にも同様の対応を行っています。 市としましては、PCR検査を希望する市民が検査を受けることができることから、現在のところ大規模PCR検査の実施は考えておりません。 今後も新型コロナウイルスワクチン未接種の方が、一日も早く接種を受けることができるよう取り組んでまいりますので、御理解くださるようお願いいたします。 (関係課：健康課)</p>

件 名	最近の市政で気になったことについて
内 容	<p>1、住民票取得時に年金請求のためと伝えましたが、手数料が無料になるケースについての説明は一切ありませんでした。</p> <p>2、ワクチンパスポートの取得に関する記事が市広報に載っていましたが、クーポン券はワクチン接種時にクリニック側に渡してしまうため、手元には残っていません。市広報の記述には無理があります。事前に十分確認してもらいたいです。</p> <p>3、市が提供している健康診断（胃がん検診）を申し込みました。その時、予約担当者から、予約時刻に来られなかった場合は、診断が受けられなくなりますので、その旨承知してください、とのことでしたが事情によっては、本人に非が無くても予約時刻に行けなくなることはあります。予約時刻に来ない場合は検診が出来ません、というのは、ちょっと乱暴ではありませんか？また、予約担当者の言い方にも原因があります。</p>
回 答	<p>日頃より市政への御理解、御協力を賜りありがとうございます。</p> <p>この度は、窓口対応等で不快な思いをさせてしまい大変申し訳ございませんでした。</p> <p>お寄せいただきました市長への手紙について、次のとおり回答させていただきます。</p> <p>なお、いただきました御意見等については真摯に受け止め、業務の改善に努めるとともに、職員の窓口対応についても指導育成に努めてまいりますので、御理解くださいますようお願いいたします。</p> <p>1 年金請求のための住民票取得について</p> <p>住民票については減免の規定はありませんが、公的年金各法に基づく年金受給者に係る住民票記載事項証明書の請求があった場合は、白井市手数料条例の規定に基づき手数料が免除となりますので、窓口での案内を改めて周知徹底してまいります。</p> <p>（関係課：市民課）</p> <p>2 ワクチンパスポートの取得について</p> <p>広報紙に「③クーポン券（接種券）の写し」とありますが、これは接種券番号を確認させていただくために提出をお願いしているものです。</p> <p>接種後のクーポン券に「予診のみ」と書かれた部分が残っていれば、「予診のみ」と書かれた部分、または、クーポン券を送った際の宛名文（接種券番号が書かれたもの）の写しでも構いません。</p> <p>なお、紛失等によりどちらも提示できない場合は、例外措置として運転免許証などで、ご本人確認をさせていただいた後、市職員により接種記録確認後にワクチンパスポートを発行いたします。</p> <p>御指摘のございました広報の掲載記事につきましては、よりわかりやすい内容をお知らせできるよう今後、努めてまいります。</p> <p>（関係課：健康課）</p> <p>3 胃がん健診の予約について</p> <p>今年度は新型コロナウイルス感染症の感染及び拡大防止のため、検診を予約制とし、予約業務を委託しております。</p> <p>予約制の検診は時間毎の定員を設けており、受診予定の方が急遽、都合等により受付時間内にお越しになれない場合は、当日または別日で受診調整をいたしますので、</p>

可能な限り御連絡をいただきますようお願いいたします。

御指摘を受けました予約専門コールセンター職員の対応につきましては、市民に対して丁寧な説明等をするよう改めて委託先及びコールセンター職員等に注意・指導をさせていただきました。

(関係課：健康課)